

(仮称) 子ども条例制定に係る関係者ヒアリング等の実施(案)について

対象① 川口市要保護児童対策地域協議会

(理由)

庁内の関係部課のほか、子どもの支援に携わる関係機関が広く参加する協議会であるため。

(意見聴取の方法)

7月29日(金)に開催予定の代表者会議にて条例制定の経緯や条例案について説明し、後日、書面にて意見をもらう。

対象② 川口市社会福祉事業団(南平児童センターの指定管理者)

(理由)

小学生の居場所となっている児童センターの職員から、現在の子どもの様子や、子どもが健やかに育つことができる環境づくりのために必要なことについて意見を伺うため。

(意見聴取の方法)

本委員会及び児童福祉専門分科会(仮称)子ども条例検討部会【外部委員】で合同会議を開催し、その場で直接話を伺う。(日程未定)